

産業廃棄物収集運搬業許可証

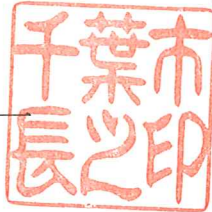
住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道 株式会社

代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 神 谷 俊



許 可 の 年 月 日 令和 4 年12月15日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9 年12月11日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 燃え殻、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池に限る）を含む）、
ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物（スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、放電ランプ、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る）を含む）、
キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、
シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（水銀電池、空気亜鉛電池、スイッチ及びリレー、蛍光ランプ、H I Dランプ、放電ランプ、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る）を含む）、
ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ、H I Dランプ、放電ランプ、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る）を含む）、
セ 動物のふん尿、ソ ばいじん、タ 処分するために処理したもの 以上16品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成 9 年12月12日 新規許可
令和 4 年12月15日 更新許可

5. 積替え許可の有無
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無
以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。